

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栗東市は、個人住民税に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

滋賀県栗東市長

公表日

令和5年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>栗東市は、地方税及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>①住民・税務署から提出された申告情報、企業・年金保険者から提出された支払報告書等の賦課資料又は調査等による住民税額の算出、賦課 ②住民等からの申請に基づき、住民税情報から課税証明書、所得証明書、納税証明書等の証明書を発行 ③市税の収納、還付、充当等の収納管理事務 ④督促状等送付や滞納整理事務 ⑤特別徴収に関する、特別徴収義務者等からの特別徴収の手続きに係る届出書の受理及び特別徴収義務者等への通知 ⑥他自治体からの調査回答や住民登録外課税通知等データ、寄附金税額控除に係る申告特例通知データの送信、他自治体への税務調査実施や住民登録外課税通知等データ、寄附金税額控除に係る申告特例通知データの受信</p> <p>番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について符号を用い情報連携を行う。また、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。</p>
③システムの名称	1. 住民税システム 2. 収納消込／滞納管理システム 3. 住民税課税支援システム 4. eLTAXシステム 5. 国税連携システム 6. 団体内統合宛名システム 7. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
	・住民税基本台帳ファイル ・住民税収滞納ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項、第2項、別表第一の16の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </p>
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （情報提供の根拠）：1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 （情報照会の根拠）：27の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠）：1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、39の2、40、43、43の3、43の4、44、44の5、45、47、49、49の2、51、53、54、55、58、59、59の2の2、59の2の3、59の3、59の4、60条 （情報照会の根拠）：20条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号 栗東市総務部税務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号 栗東市総務部税務課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年11月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年11月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月1日	I-1②	⑤特別徴収義務者等からの特別徴収に係る届出書の受理 ⑥他自治体からの調査回答、他自治体への税務調査実施	⑤特別徴収に関する、特別徴収義務者等からの特別徴収の手続きに係る届出書の受理及び特別徴収義務者等への通知 ⑥他自治体からの調査回答や住民登録外課税通知等データ、寄附金税額控除に係る申告特例通知データの送信、他自治体への税務調査実施や住民登録外課税通知等データ、寄附金税額控除に係る申告特例通知データの受信	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策			事後	様式変更による記載
令和5年1月31日	I-3	1. 番号法第9条第1項、第3項、別表第一の16の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	1. 番号法第9条第1項、第2項、別表第一の16の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第9条	事後	法改正に伴う対応および公金受取口座情報の提供開始による
令和5年1月31日	I-4②	1. 番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （情報提供の根拠）：1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 （情報照会の根拠）：27の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠）：1、2、3、4、6、7、10、12、13、19、20、21、22、23、25、28、34、35、36、40、43、44、47、49、50、51、55、58、59条 （情報照会の根拠）：20条	1. 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （情報提供の根拠）：1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 （情報照会の根拠）：27の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠）：1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、39の2、40、43、43の3、43の4、44、44の5、45、47、49、49の2、51、53、54、55、58、59、59の2の2、59の2の3、59の3、59の4、60条 （情報照会の根拠）：20条	事後	法改正に伴う対応
令和5年1月31日	II-1	平成27年9月30日時点	令和4年11月30日時点	事後	
令和5年1月31日	II-2	平成27年9月30日時点	令和4年11月30日時点	事後	
令和5年1月31日	I-1	1. 住民税システム 2. 収納消込／滞納管理システム 3. 住民税課税支援システム 4. eLTA 5. 国税連携システム 6. 団体内統合利用番号連携サーバ 7. 中間サーバ	1. 住民税システム 2. 収納消込／滞納管理システム 3. 住民税課税支援システム 4. eLTAシステム 5. 国税連携システム 6. 団体内統合宛名システム 7. 中間サーバ	事後	